

# 「 auレピータ設置規約 」

お申込者(以下「お客様」といいます。但し、お申込者とau契約 (au (WIN) 通信サービス契約約款、au (LTE) 通信サービス契約約款及びau (povo) 通信サービス契約約款に基づき提供されるau通信サービス(以下「au通信サービス」といいます。))の利用にかかるといいます。以下同じとします。))の契約者(以下「au契約者」といいます。))の名義が異なる場合は、そのご両者のことを指します。))とKDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。))とは、「auレピータ利用契約申込書」(以下「申込書」といいます。))に記載のauレピータ設置住所に所在する物件(以下「本物件」といいます。))へ「auレピータ」(以下「本装置」といいます。))を設置することに関し、「auレピータ設置規約」(以下「本規約」といいます。))に定めるとおり契約(以下「本契約」といいます。))を締結するものとします。

## 【第1条】 目的

お客様及びKDDIは、本物件内における本装置を設置した場所周辺にてau通信サービスのご利用を可能とすることを目的とし、本契約を締結するものとします。

## 【第2条】 本契約の成立等

- KDDI又はKDDIの指定する第三者(以下「委託先」といいます。))が、本物件の調査等により、本装置を設置できると判断した場合、本装置の設置を希望するお客様は、KDDIに申込書を提出するものとし、KDDIがお客様に本装置を貸与したときに本契約は成立するものとします。
- お客様は、本契約を申し込むにあたり、自己の名義においてKDDI又は沖縄セルラー電話株式会社(以下「沖縄セルラー」といいます。))とKDDIと沖縄セルラーとを総称して以下「KDDI等」といいます。))とau契約者を締結していることを要します。但し、お客様がau契約を締結されていない場合であっても、KDDIが別に定める条件に該当する場合は、お申し込みが可能です。
- 本物件の住所は、au契約に基づき、お客様が契約先住所としてKDDI等に通知している住所と同一であるか、前項に定める条件に該当した方の住居(主たる住居に限ります。))の所在地と同一であることを要します。
- お客様が未成年者であり、親、u契約者が当該未成年者の親権者である場合には、u契約者は、法定代理人親権者の代表者として、お客様が本契約を締結することに同意します。
- お客様は、au契約1契約につき本装置を1台利用できるものとします。但し、本物件で利用できる本装置は、1台に限るものとします。

## 【第3条】 本規約の変更

- KDDIは、お客様の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合、KDDIは、変更後の本規約及び当該変更の効力発生時期を、KDDIのウェブサイトに掲載して周知するものとします。
- 本規約が変更された場合、当該変更は、前項の定めに従い周知された効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

## 【第4条】 貸与、所有権

- KDDIは、本契約の有効期間中、本装置をお客様に無償で貸与するものとします。
- 本装置の所有権は、KDDIに帰属するものとします。

## 【第5条】 本件作業等

- 本装置の設置、点検、修理、移設及び返却(以下「本件作業」といいます。))については、KDDI指定の方法によるものとします。
- KDDIは、お客様から本装置の故障若しくは毀損又はそのおそれがある旨通知を受けた場合には、代替品への交換等を含め、本装置の修理を行います。
- 前項に定める他、KDDIは、自己の判断により本装置の点検を行います。
- KDDIは、本装置について緊急の点検を行う必要が生じた場合、本装置の状況等の確認をお客様に依頼することができるといいます。
- 本件作業又はこれに付随する作業を実施した場所の原状回復は、お客様が行うものとします。

## 【第6条】 電気使用料

本装置の利用に係る電気使用料は、お客様の負担とします。

## 【第7条】 本物件への立ち入り

KDDI又は委託先が、本件作業を目的として本物件に立ち入る場合、お客様は、これらが円滑に行えるよう協力するものとします。

## 【第8条】 本装置の管理

お客様は、本装置の利用及び管理に際し、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- 本装置の利用に必要な電力の供給
- 善良なる管理者の注意による本装置の管理
- KDDIがお客様に別途提供する、本装置の取扱方法を説明する書面(名称の如何を問いません。))に定める内容及びKDDIからの指示に従った利用

## 【第9条】 禁止事項

- お客様は、以下の各号の行為を行わないものとします。
  - 本装置の分解、改造、その他、現状からの変更
  - KDDI指定の方法によらない本装置の返却
  - 本装置の廃棄
  - 本装置の本物件内及び本物件外への移設
  - 第1条に定める目的以外の目的での本装置の利用
  - 本装置の第三者への譲渡、転売、転売又は本装置への担保権の設定
  - 本装置に貼付された所有権等を明示する標識等の除去、汚損
  - 本契約に基づく権利又は義務の第三者への譲渡
- お客様が、前項各号のいずれかの行為を行った場合、KDDIは、本装置を原状に復するに要した費用、その他KDDIが被った損害を第12条に基づきお客様に請求することができるものとします。

## 【第10条】 通知

- お客様は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨をKDDIに通知するものとします。
  - 申込書の記載事項等に変更があったとき
  - 転居するとき
  - 本装置を紛失又は本装置が盗難等の被害に遭ったとき
  - 本装置が故障若しくは毀損したとき又はそのおそれがあるとき
  - 本装置の本物件内における移設を希望するとき
- お客様が、本契約に基づきKDDIに通知する場合は、申込書に記載のKDDIお客様センターとします。

## 【第11条】 個人情報の取扱

KDDIは、本契約の締結等により取得したお客様の個人情報について、お客様との

連絡のために利用する他、別途KDDIが定める「プライバシーポリシー」に則り、適切に取り扱うものとします。

※当社のプライバシーポリシー

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

## 【第12条】 損害賠償

- お客様は、本契約に関し、KDDI又は第三者に損害を与えたときは、KDDIに対して直ちにその旨を通知し、その損害を賠償するものとします。
- KDDIは、お客様が本装置を毀損し若しくは紛失した場合は又は第18条に定める本装置の返却期日を過ぎてもお本装置が返却されない場合、損害賠償として、金4万円(非課税)をお客様に請求することができるものとします。但し、本装置の毀損が軽微な場合は、本装置の修理費用相当額とします。

## 【第13条】 不可抗力

- お客様及びKDDIは、天災地変その他不可抗力(法令等の変更を含み、以下同じとします。))によって本契約又は本装置に関連して相手方に損害が生じた場合は、その責任は一切負わないものとします。
- 天災地変その他不可抗力により本装置が利用不能となり又は本契約の履行が困難となった場合は、本契約は終了するものとします。

## 【第14条】 本装置の利用の停止

- KDDIは、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に対し事前に通知することにより、本装置の利用を停止することができるものとします。
  - KDDIが本装置を維持するために必要と判断するとき
  - 本装置に関連して他のKDDIの通信設備に係る工事を行うとき
  - その他KDDIの通信サービスの品質保持のため、KDDIが必要と認めるとき
  - お客様が本規約に違反したとKDDIが認めたとき
- お客様は、前項に基づく本装置の利用の停止に先んじて承諾するものとし、KDDIの責めに帰すべき事由による場合を除き、名目の如何を問わず、KDDIに対して一切の請求を行わないものとします。
- お客様は、KDDIから、第1項に基づき本装置の利用の停止の通知を受けた場合には、本装置の利用を停止するものとします。

## 【第15条】 免責等

- KDDIは、本装置を設置した場合であっても、au通信サービスの利用が必ず可能となることを保証するものではありません。
- お客様は、自己の責任において本装置を利用するものとし、KDDIの責めに帰すべき事由による場合を除き、KDDIは責任を負わないものとします。
- KDDIは、次の各号のいずれかに該当し、その結果お客様又は第三者に不利益若しくは損害等が生じた場合、KDDIの責めに帰すべき事由による場合を除き、その責任を負わないものとします。
  - 停電が発生したとき
  - 本装置その他KDDIの通信設備に何らかの不具合等が生じたとき
  - お客様が、本契約に定めるKDDIへの通知義務を怠ったとき
  - KDDIが本契約を解約し、又は解除したとき
- 本装置を設置したにもかかわらず、前項各号に定める場合を含み、お客様がau通信サービスを利用できなかったとしても、au通信サービスの利用料金の支払い義務が免除等されるものではありません。
- 本装置の設置及び利用等にあたり、KDDIの責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、KDDIは、300円を上限として、当該損害を補償するものとします。但し、KDDIの故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

## 【第16条】 解約

- KDDIは、解約の1ヵ月前までにお客様に対し書面をもって通知することにより、本契約を解約することができるものとします。
- お客様は、KDDIに通知することにより、本契約を解約することができるものとします。なお、お客様は、当該通知後遅滞なく、KDDI指定の書面をKDDIに提出するものとします。

## 【第17条】 本契約の解除

KDDIは、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、通知、催告等何らの手続を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

- au契約を解約したとき
- お客様 (au契約者を含みます。))がau通信サービスの利用を一時休止したとき
- お客様 (au契約者を含みます。))が本物件から転居したとき (お客様 (au契約者を含みます。))がKDDI等に通知している契約先住所が変更になった場合を含みます。))
- 第9条第1項の規定に違反したとき
- 本契約に違反し、KDDIから相当の期間を定めて是正求めたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき
- 支払の停止又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき
- 本契約の履行にあたり不正な行為があったとき
- お客様がKDDIに提出した申込書その他の書面に虚偽又は事実と反する記載があったことが判明したとき
- お客様が電波法又は放送法に規定する罰則の適用を受けたこと又は受けたことがあることをKDDIが知ったとき

## 【第18条】 本装置の返却等

お客様は、KDDIから正当な事由に基づき本装置の返却若しくは交換等を求められた場合は又は本契約が事由の如何を問わず終了した場合は、当該交換等を求められたときは当該終了したときから、本装置の利用を停止するものとし、また、当該終了した日から60日以内にKDDIに対して本装置を返却していただきます。

## 【第19条】 管轄裁判所

お客様及びKDDIは、本契約から生じる紛争につき訴訟を提起するときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 【第20条】 規定外事項

お客様及びKDDIは、本規約の条項について疑義が生じたとき、又は本規約に定めのない事項が生じたときは、本契約締結の趣旨に基づき、双方誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとします。

## 【第21条】 準拠法

この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。